

みんなで守ろう子どもの笑顔

# 子どもの虐待を防ぐために

11月は児童虐待防止推進月間です

**全**国的に児童虐待に関する相談対応件数は、年々増

加しており、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たない状況です。実際にあな

たの身の周りでも、起こっていることかもしれません。虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」と発言したり伝えたりすることは非常に困難です。そのため、周囲の大人がいち早く気づいてあげることが重要です。

## 【児童虐待の種類】

### ■身体的虐待

なぐる、蹴る、落とす、激しく揺さぶる、タバコの火を押し付ける、溺れさせるなど

### ■ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

食事を与えない、病院に連れて行かない、学校に行かせない、家に閉じ込める、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する

### ■心理的虐待

言葉によるおどし、無視する、ほかの兄弟姉妹と差別的な扱い

をする、子どもの前で夫婦喧嘩をする、子どもの前で家族に暴力をふるう

### ■性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、裸にしてビデオや写真を撮る など

**子**育ては上手にいかないこととの連続です。子どもに

対してイライラすることも多くあります。そのような時は、友人やほかの人と話をするだけでも気分が晴れることがあります。

つらいときには自分一人で悩まずに、左の相談機関に一度連絡をしてください。

## 相談機関

◎伊奈庁舎子ども福祉課 (家庭相談室)  
☎ 58 - 2111 (内線 4206・4207)  
※土・日・祝日・年末年始を除く。

◎土浦児童相談所  
☎ 029 - 821 - 4595

◎いばらき虐待ホットライン  
☎ 0293 - 22 - 0293  
※ 24 時間受け付け。(休日はありません)

◎児童相談所全国共通ダイヤル  
いちはやく  
☎ 189

### 【緊急の場合】

子どもがひどく殴られたり、蹴られたりしているなど、危害が加えられている場合は、すぐに警察へ **110 番** 通報してください。

◎通報した方の秘密は守られますので、ご安心ください。匿名でも結構です。一人で悩まずに気軽にご相談ください。

◎子ども本人からの相談も受け付けています。皆さんを安全にサポートしますので、勇気を出して相談してください。

## DV -ドメスティックバイオレンス- ～一人で悩まず相談を～

DVとはパートナーなどから受ける暴力のことです。DVは「身体的な暴力」行為であると思われがちですが、実際は、精神的なもの、社会的なものなど、さまざまです。

どのようなものであっても、暴力行為は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害となります。もしあてはまるものがあると感じた場合は、自分ひとりで悩まずに気軽に相談してください。

次のようなものはDVです。自分にあてはまると感じた場合は、一人で悩まずに相談をしてください。

- ①身体的暴力…なぐる、蹴る、首をしめる、物を投げる、突き飛ばすなど
- ②精神的暴力…無視する、おどす、怒鳴る、大切にしているものを壊すなど
- ③社会的暴力…実家との付き合いを制限する、交友関係や電話、メールの内容を監視する
- ④性的暴力…望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、無理矢理ポルノなどをみせる
- ⑤経済的暴力…生活費を渡さない、家計を管理させない、借金をさせる
- ⑥夫婦げんかは、子どもの心理的虐待になります。

## 相談機関

◎茨城県婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)  
☎ 029 - 221 - 4166  
【平日：午前9時～午後9時 / 土・日・祝日：午前9時～午後5時】

◎法テラス茨城  
☎ 050 - 3383 - 5390  
【平日：午前9時～午後5時 (面接は要予約)】

◎茨城県警女性専用相談電話  
☎ 029 - 301 - 8107  
【女性安心パートナー (女性警察官) が 24 時間対応】

◎茨城県国際交流協会 外国人相談センター  
☎ 029 - 244 - 3811 ※ 8 力国語対応  
【平日：午前8時30分～午後5時】

◎伊奈庁舎子ども福祉課 (家庭相談室)  
☎ 58 - 2111 (内線 4206・4207)  
【午前8時30分～午後5時】  
※土・日・祝日・年末年始を除く。